

業務委託契約書

1. 委託業務の名称
及 び 場 所

2. 履 行 期 間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

3. 業 務 委 託 料 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に108分の8を乗じて得た額である。

4. 契 約 保 証 金

頭書業務の委託について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発 注 者 住 所 長野県下伊那郡豊丘村
氏 名 豊丘村長 下平喜隆

受 注 者 住 所
氏 名

受注者がこの契約による債務を履行しない場合において、その履行をなす責を負うものとする。

業務完了 住 所
保 証 人 氏 名

(総則)

第1条 発注者は、別冊「仕様書」に基づき、頭書の業務委託料をもって、頭書の履行期限までに、頭書の委託業務を完了しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていないものがあるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 発注者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第3条 受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(期限の延長)

第6条 受注者は、その責に帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なく、その事由を附して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者が協議して定める。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第8条 受注者の責に帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は、延滞金を附して履行期限を延長することができる。

2 前項の延滞金は、業務委託料に対して、延長日数に応じ年2.9パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

3 発注者の責に帰する事由により第10条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合には、受注者は、発注者に対して年3.1パーセントの割合で遅延利息の支払を請求することができる。

(検査及び引渡)

第9条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該成果物を発注者に引渡すものとする。

(委託料の支払)

第10条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して、業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(暴力団の排除)

第11条 発注者は、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において「同じ。’)が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。

(2) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

(4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5) 構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約もしくは資材、原材料の購入契約を締結した場合であって、当該事実の判明後すみやかに、解雇に係る手続きや契約の解除など適正な是正措置を行わないとき。

(6) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(7) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(8) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(9) 役員等が、暴力的組織又は構成員等に密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 受注者は、発注者が前項各号に該当する事由の有無を確認することを目的として受注者に対し役員名簿等の提出を求めたときは、速やかに当該役員名簿等を提出しなければならない。

3 第13条の規定は、第1項の規定により契約を解除した場合について準用する。

(契約の解除)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときはこの契約を解除することができる。

(1) 受注者の責に帰する事由により、履行期限内又は期限後相当の期間内に業務を完成する見込みがないと、明らかに認められるとき。

(2) 契約の締結及び履行に関し、不正な行為をしたとき。

(違約金)

第13条 受注者の責に帰すべき事由により、発注者が契約を解除したときは、受注者は、委託料の1/10を違約金として発注者の指定する期限までに納付しなければならない。

(秘密の保持等)

第14条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、成果品(業務等の履行過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(かし担保)

第15条 発注者は、第9条の規定による引渡しを受けた日から年間、受注者に対して当該成果品のかしが重大かつ業務実施上甚だしく支障をきたすおそれのある場合、その補正を請求することができる。ただし、受注者は、かしが発注者の指示により生じたものである場合は、その担保の責は負わない。

(契約外の事項)

第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。